令和８年度閑散期における誘客促進事業仕様書

１　委託業務名

令和８年度閑散期における誘客促進事業

２　業務期間

契約締結の日から令和９年３月 10 日（火）まで

※　当事業は兵庫県予算議決前の準備行為として実施するものであり、兵庫県議会において当事業に係る予算の減額、否決があるときは委託業務の仕様の変更及び執行を行わない場合があり得る。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、兵庫県はその損害について一切負担しない。

３　事業費上限

金 9,752,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

４　趣旨・目的

本県の観光需要が落ち込む観光閑散期（５月～７月頃の梅雨期等）において、主に首都圏からの誘客により、県内宿泊者数や県内観光消費額の底上げを図る。

また、本県の魅力や強み（温泉、食、酒、フィールドパビリオンプログラム等）を踏まえた効果的な誘客・販売手法を確立し、今後の閑散期対策における継続的な施策展開に資することを目指す。

５　業務の内容

（１）観光閑散期における誘客方策の立案

観光閑散期における本県への誘客に最も効果的な方策及びそれに基づくターゲットについて、その根拠を含めた提案を行うこと。

①　対象期間

梅雨期

②　ターゲット

以下の観点を踏まえること。

・　大都市圏を中心とした旅行者等
・　本県への宿泊を伴う旅行を前提とした者

（２）事業者と連携した誘客事業の実施

梅雨期における観光需要を喚起し、宿泊需要を創出するための誘客事業を提案し、実施すること。なお、提案にあたっては、以下の観点を踏まえること。

・　梅雨期ならではの楽しみ方を訴求する等、宿泊を伴う旅行を選択する動機付けとなる仕組み及び体制の構築

・　一過性に留まらず、今後も継続した実施に繋がる企画
・　旅行会社、宿泊事業者、交通事業者、観光事業者等多くの事業者を巻き込んだ企画
・　本県の魅力や強み（例：温泉、食、酒、フィールドパビリオンプログラム等）を活かした企画

（３）誘客事業の周知・情報発信

上記の誘客事業がターゲットに確実にリーチするよう、その発信方法について提案し、実施すること。なお、提案にあたっては、以下の観点を踏まえること。

・　誘客事業連携事業者における積極的な発信
・　連携事業者や発信媒体等が多岐にわたる場合においても、一体性を確保し、本県事業であることを明示した発信

６　事業実施効果

（１）当事業の事業成果を図る指標として①県内宿泊者数、②県内観光消費額の２項目を設設定すること。

ただし、2025 年は万博開催に係る影響が考えられることから、2024 年からの増加率等の数値を設定すること。

（２）上記に加えて、定量及び定性の両面から、関連指標を独自に提案すること。

例：（定量面）ツアー催行本数、特設サイトへの誘導者数、OTA 経由の予約数　等
（定性面）新たな顧客層の獲得、参画事業者からの反響、事業の継続見込　等
※チラシ等の制作部数、SNS 広告インプレション等は、効果測定の指標の対象外

（３）委託者が提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、必要に応じて委託者とミーティングを実施すること。

（４）誘客施策の実施効果を検証し、次年度以降の閑散期対策について方向性を示すこと。

７　成果物の提出等

本業務に関わる実績報告書をはじめとする次の成果が分かる資料を作成し、契約期間満了日までに提出すること。

・ 業務の実施期間、実施したプロモーション業務の一覧、業務実施の内容、結果、分析、その他、委託者が完了検査に必要と認めるもの。

８　業務実施上の留意点

（１）契約の締結

①　本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議のうえ実施すること。

②　本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

（２）業務の進捗管理・報告

本業務の進め方について、受託者は、委託者と定期的にミーティングを行い、適切な

スケジュール管理を行うこと。また、実績等について報告を行うこと。

（３）業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

（４）成果品の利用（二次利用）

本業務において受託者が作成した資料などの著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

（５）機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（６）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

（７）著作権・肖像権等

受託者は、他社の所有権や著作権、意匠権や商標権、肖像権などを侵害しないことを保証すること。受託者が作成した資料などの制作に関して著作権等の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

（８）再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

（９）その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。